

# 復審・無効審判部専利権利確定相談処理弁法

(復審発 [2020]11号 2020年7月22日)

専利法実施細則第八十条の規定及び中央機構編制委員会弁公室による復審機関の機能に対する回答(中央編弁復字[2003]156号)に基づき、復審・無効審判部は専利業務を管理する部門及び人民法院の委託を受け、専利権利確定案件の処理に対して権利確定相談意見を提供する。この業務を適正化するために、特にこの弁法を制定する。

一. 復審・無効審判部は次の各号に掲げる組織の委託を受け、権利確定相談意見を提供する。

1. 専利法実施細則第七十八条に定める専利業務を管理する部門
  2. 専利権侵害案件を審理する権利を有する各級人民法院
  3. 復審・無効審判部がその委託を受けるべきであると判断するその他の機関
- 二. 上述の組織が委託する場合には、次の各号に掲げる条件に適合する必要がある。

1. その組織がすでに専利権侵害紛争案件を受理している。
2. 案件の当事者が案件に係る専利権に対して無効審判を請求していない。
3. 公開出版物を先行技術の証拠とする。

三. 復審・無効審判部に権利確定相談意見の提供を委託する場合には、復審・無効審判部に委託書及び関連の証拠資料を提出しなければならない。委託書は復審・無効審判部が制定した専用フォーマットの書式に適合しなければならない。関連の証拠資料には通常、専利権侵害紛争案件受理通知書、案件に係る専利の授權公告文面、引用文献及び当事者の関連の意見陳述等を含む。

四. 復審・無効審判部立件及びプロセス管理処は権利確定意見・相談意見の委託の受理を担当する。審査を経て受理条件に適合する場合には、復審・無効審判部は受理番号を確定し、公文書を作成し、かつ委託組織に通知しなければならない。

五. すでに受理された委託について、特別な原因により審理を継続することができない場合には、復審・無効審判部の許可を経て審理を終了し、かつ委託組織に通知する。

六. 委託を受理した後に、復審・無効審判部は迅速に合議体を設置し、速やかに権利確定相談意見報告書を完成させ、委託組織に送付しなければならない。

七. 復審・無効審判部が発行した権利確定相談意見は委託組織の参考に供するのみとし、復審・無効審判部はこの権利確定相談意見のための出廷・証言等の義務を負わないものとする。

八. この弁法の解释权は復審・無効審判部に帰属する。

九. この弁法は公布した日から施行する。

## 専利権利確定相談委託書

専利番号：	分類番号：	
発明創造の名称：		
委託組織：		
住所：	郵便番号：	
担当者：	電話：	携帯電話：
証拠資料リスト（案件に係る専利の授権公告文面、引用文献及びその他の関連の書証、物証、当事者の関連の意見陳述等）：		
委託組織の署名・捺印  年 月 日	備考	

復審・無効審判部作成

出典：2022年1月21日付け中国国家知識産権局ウェブサイト  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/21/art\\_2644\\_176130.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/21/art_2644_176130.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。